

報道関係者 各位

令和元年 7 月 5 日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 健康安全課
課長 井口 恵貴
安全専門官 山田 和昭
(電話) 028-634-9117

「栃木県交通労働災害防止関係機関連絡協議会」を開催します

～ 交通労働災害の撲滅を目指して ～

昨年、栃木県内の労働災害による死亡者数は14人を数え、そのうち8人が交通事故により被災しています。

本年に入り、5月末現在、交通事故による労働災害をみると、死亡者の発生はないものの、休業4日以上^の死傷者数は43人と昨年同時期(39人)よりも増加しています。

現在、第13次労働災害防止計画を展開している中、栃木労働局(局長 浅野浩美)では、死亡災害の撲滅、労働災害防止に向けた取り組みの強化を図るため、「栃木県交通労働災害防止関係機関連絡協議会」を開催し、関係機関の連携による一層効果的な対策を見出し推進することで、交通労働災害防止の強化を図ります。

日 時 : 令和元年7月10日(水) 14:00～15:30

場 所 : 宇都宮第2地方合同庁舎5階 小会議室
(宇都宮市明保野町1-4)

議 題 : 交通労働災害の発生状況と再発防止対策
交通労働災害防止に向けた取組
関係者との連携 等

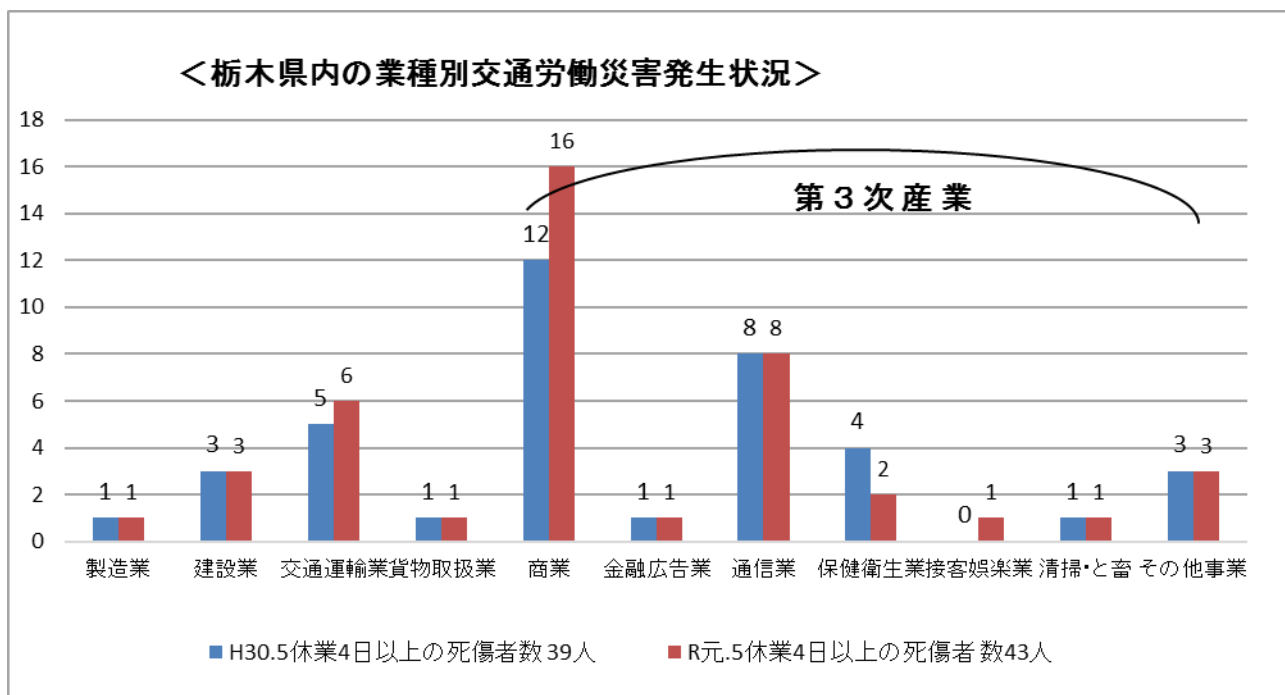
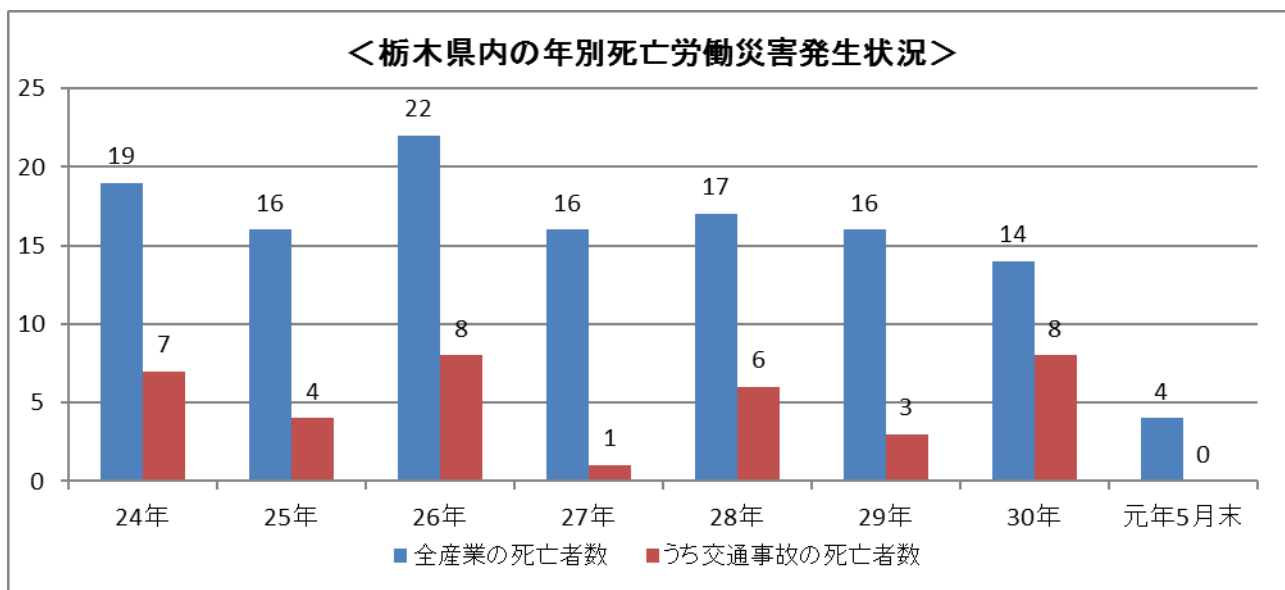
出席者 : 約15名

厚生労働省	栃木労働局
栃木県	県民生活部
栃木県警察本部	交通部
関係団体	栃木県労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会栃木県支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部 栃木県バス協会 栃木県タクシー協会

※ 当日の取材は、冒頭あいさつまででお願いします。

【参考】

- ① 労働災害による死亡者数は、本年5月末現在で4人(前年同期比-3人)となっていますが、現在、交通事故では発生していません。
- ② 交通労働災害の発生は、**交通運輸業**よりもむしろ、**商業(小売業)**や**通信業(郵便事業)**などが多く、**第3次産業が7割強**を占めています。
- ③ 交通労働災害防止の強化を図るためには、関係機関や団体が緊密に連携し、法令及び「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」に基づく事業場における安全管理、労働時間管理、走行管理、健康管理等のほか、荷主及び元請による配慮の実施について、積極的に推進する必要があります。



【参考資料】「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要